

参議院農林水産委員会會議録第十二号

昭和五十二年四月二十二日(金曜日)
午後四時三十五分開会

委員の異動

四月二十日

辞任

斎藤栄三郎君
佐々木 満君
福井 勇君
佐藤 信二君
向井 長年君

補欠選任

板元 親男君
岩上 妙子君
佐多 宗二君
堀木 又三君
三治 重信君

四月二十一日

辞任

大島 友治君
岩上 妙子君
粕谷 照美君
三治 重信君

補欠選任

八木 一郎君
棚田 四郎君
秋山 長造君
向井 長年君

四月二十二日

辞任

棚田 四郎君
初村滝一郎君
八木 一郎君
山内 一郎君
秋山 長造君
向井 長年君

補欠選任

岩上 妙子君
遠藤 要君
大島 友治君
後藤 正夫君
粕谷 照美君
和田 春生君

出席者は左のとおり。

委員長

橋 直治君

理事

鈴木 省吾君
粕谷 照美君
鶴岡 哲夫君

委員

齋藤栄三郎君
佐々木 満君
福井 勇君
佐藤 信二君
向井 長年君

國務大臣
農林大臣 鈴木 善幸君
政府委員 水産庁長官 岡安 誠君
事務局 常任委員会専門員 竹中 譲君

遠藤 要君
大島 友治君
後藤 正夫君
菅野 儀作君
塚田 一郎君
辻 一彦君
相沢 武彦君
小笠原貞子君
塚田 大願君
和田 春生君
喜屋武眞榮君

堀木又三君が選任されました。
また、昨二十一日、粕谷照美君が委員を辞任され、その補欠として秋山長造君が選任されました。
また、本日、向井長年君、初村滝一郎君、秋山長造君及び山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として和田春生君、遠藤要君、粕谷照美君及び後藤正夫君が選任されました。

○委員長(橋直治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に粕谷照美君を指名いたします。

○委員長(橋直治君) 領海法案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木 善幸大臣。

○國務大臣(鈴木 善幸君) 領海法案につきましては、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、わが国近海における外国の大型漁船の本格的操業により、わが国の沿岸漁業は、漁船・漁具の被害の頻発、操業の制約等重大な影響をこうむりつつあります。政府は、これら沿岸漁業者の切実な要望にこたえるべく、領海十二海里問題につきましても、国連海洋法会議の動向をも勘案しつ

つ、鋭意検討を重ねてきたところであります。

今日、世界で、領海十二海里を設定している国は六十カ国近くに上り、国連海洋法会議におきましても、いわゆる国際海峡の通航制度等との関連で論議はありますが、領海の幅を十二海里までとすること自体について異論を唱える国はほとんど見られない情勢となっております。さらに、最近においては、二百海里の漁業水域を設定する国が相次いでおり、国際社会は新しい海洋秩序に向かって、急速な歩みを見せております。

このような内外の諸事情を考慮し、沿岸漁業の保護等を図る観点に立つて、この際わが国の領海を拡張することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、わが国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とすることを定めております。

第二に、領海の範囲を測定するための基線としては、海岸の低潮線を基本とし、このほか湾口・湾内または河口に引かれる直線及び内水である瀬戸内海の外部線を用いることとしておりますが、これは、従来と同様の取り扱いであります。

第三に、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡並びにこれらの海域に隣接し、船舶が通常航行する経路から見てこれらの海域と一体をなすと認められる海域に係る領海は、当分の間、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とすることを定めております。

これは、国際航行に使用されるいわゆる国際海峡の通航制度につきましても、国連海洋法会議において、一般の領海に比し、より自由な通航を認める方向で審議が進められており、わが国としては、

総合的国益から見て、この問題がこのような方向で国際的に解決されるのを待つことが望ましいこと等にかんがみ、当分の間、いわゆる国際海峡のような水域につきましては、領海の範囲を現状どおりとすることにしたいものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(橋直治君) 次に、補足説明を聴取いたします。岡安水産庁長官。

○政府委員(岡安誠君) 領海法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず、第一条で、領海の範囲を規定しておりますが、わが国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とすることとしております。

この領海の範囲を測定するための基線につきましては、第二条に規定しております。基線の取り扱いは従来と同様でありまして、海岸の低潮線を基本とするとともに、入り口が二十四海里以内の湾の湾口閉鎖線、入り口が二十四海里を超える湾の湾内に引かれる二十四海里の直線及び河口に引かれる直線を用いることとし、これらの線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たって必要な事項は、政令で定めることとしております。

さらに、内水としての地位を有する瀬戸内海につきましても、その外郭線すなわち瀬戸内海と他の海域との境界として政令で定める線を基線とすることとしております。

なお、直線基線につきましては、採用しないこととなりますが、これも従来と同様であります。

次に、附則第二項の規定でありますが、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡の五つの特定海域につきましては、

第一条の規定は適用せず、これらの特定海域に係る領海は、当分の間、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域としております。なお、この場合、それぞれの特定海域には、これらの海峡に隣接し、船舶が通常航行する経路から見るとこれと一体をなすと認められる海域を含むこととし、特定海域の範囲等は、政令で定めることとしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、附則第一項で規定しておりますので、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(橋直治君) 漁業水域に関する暫定措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) 漁業水域に関する暫定措置法案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

最近における漁業を取り巻く国際情勢を見ますと、米、ソ連、E.C諸国等が相次いで二百海里の漁業水域を設定するなど新しい海洋秩序への急速な歩みが見られます。

わが国における漁業水域の設定につきましては、従来、遠洋漁業国として、他国、特に近隣諸国との間に円滑な漁業秩序を引き続き維持していく必要があることにもかんがみ、第三次国連海洋法会議の動向を見守りつつ慎重に検討してまいりましたが、国際的な二百海里時代の急速な到来に対処するとともに、最近における日ソ漁業交渉の展開をも踏まえ、わが国としても、早急に、漁業面から海洋に係る制度の整備を行う必要が生じております。

このような観点に立って、領海幅員の十二海里への拡張にあわせて、第三次国連海洋法会議の結

論が出るまでの間の暫定措置として漁業水域を設定し、その海域においては、わが国が漁業及び水産動植物の採捕に關し管轄権を行使するという考え方に立って、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容について御説明申し上げます。

第一に、漁業水域は、わが国の領海の基線から二百海里までの海域のうち領海を除いた海域とし、この海域におきましては、わが国が漁業及び水産動植物の採捕に關する管轄権を有することとし、この法律の規定により外国人が行う漁業等を規制することとしております。

なお、昨今の国際情勢にかんがみ、事態の変化に臨機に対応し得るよう、政令で定める海域を漁業水域から除外し、また、政令で指定する外国人及び海域にはこの法律案に定める規制措置の全部または一部を適用しないことができることとしております。

第二に、漁業水域における外国人の漁業等についての規制措置であります。すなわち、漁業水域のうち、領海法案において領海の幅員が十二海里にまで拡張されない海域等を外国人の漁業等の禁止海域とし、この禁止海域以外の海域につきましては、外国人は、農林大臣の許可または承認を受けなければ漁業または水産動植物の採捕を行ってはならないこととしております。

この許可は、農林大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に従って適確に行われることその他政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととしております。

また、この漁獲量の限度は、漁業水域における資源の動向及びわが国漁業者の漁獲の実情を基礎として、外国人の漁獲の実情、外国周辺水域におけるわが国漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととしております。

第三に、わが国は、わが国起源のサケ・マス等の溯河性魚種については、漁業水域の外側の海域におきましても、外国の領海及び漁業水域を除く

てわが国が管轄権を有するとの見地から、国際的協調のもとにその適切な保存及び管理に努めるものとしております。

第四に、条約に別段の定めがあるときは、この法律によらず、当該条約の規定によることとしております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、漁業水域に関する暫定措置法案の提案理由及び主要内容でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(橋直治君) 次に、補足説明を聴取いたします。岡安水産庁長官。

○政府委員(岡安誠君) 漁業水域に関する暫定措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、漁業水域の範囲につきましては、わが国の領海の基線から二百海里の線までの海域としておりますが、領海及び政令で定める海域は、除外することとしております。

なお、この二百海里の線が外国との中間線を超えているときは、漁業水域の範囲はその中間線までとし、さらに、外国との間で合意された中間線にかかわる線があるときは、その線までとすることとしております。

第二に、わが国は、漁業水域において漁業及び水産動植物の採捕に關する管轄権を有することとしておりますが、この管轄権の行使に当たっては、わが国の加盟する国際機関の勧告等を尊重することとしております。

第三に、この法律でいう外国人につきましては、日本の国籍を有しない者並びに外国及び外国法に基づいて設立された法人等としております。

第四に、領海法案において領海の幅が十二海里にまで拡張されない海域部分及び水産資源の保護等のため必要な海域として農林大臣の定める海域におきましては、外国人は、漁業または軽易なものを除いた水産動植物の採捕を行ってはならないこととしております。

第五に、外国人は、右の禁止海域を除いた漁業水域におきましては、農林大臣の許可を受けなければ、漁業または水産動植物の採捕を行ってはならないこととしております。ただし、政令で定める高度回遊性魚種に係る漁業または水産動植物の採捕、農林大臣の承認を受けて行う試験研究等のための水産動植物の採捕等につきましては、許可を受けずに行うことができることとしております。

農林大臣が行うこの許可につきましては、外国人の漁業等が国際約束その他の措置により適確に実施されたと認められること、一定の区分ごとに農林大臣の定める漁獲量の限度を超えないことその他政令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、してはならないこととしております。なお、この漁獲量の限度の決定は、漁業水域における科学的根拠を有する水産資源の動向及びわが国漁業者の漁獲の実情を基礎とし、漁業水域における外国人による漁獲の実情、外国周辺水域におけるわが国漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととしております。

第六に、外国人は、許可を受けるときには、入漁料を納付しなければならないこととしております。

第七に、外国人は、禁止海域を除いた漁業水域におきまして試験研究等のために水産動植物の採捕を行おうとするときは、軽易なものを除き、農林大臣の承認を受けなければならないこととしております。

第八に、許可または承認には、制限または条件を付することができることとしております。

第九に、わが国の内水面において産卵する溯河性魚種につきましては、わが国の漁業水域の外に

おきましても、外国の領海等を除いて、わが国が管轄権を有するとの見地から、国際的協調のもとに、その適切な保存及び管理に努めるものとしております。

第十に、この法律に定める規制措置につきましては、政令で指定する外国人及び海域には、その全部または一部を適用しないこととすることができるとしてあります。

第十一に、この法律に規定する事項に関して条約に別段の定めがあるときは、その規定によることとしてあります。

第十二に、罰則につきましては、この法律の規定に違反した者は罰金に処することとしてありますが、罰金の最高額は、一千万円であります。

最後に、附則の規定により、外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正し、領海内におきましては、外国人は、漁業に加え新たに、軽易なものを除き水産動植物の採捕を行ってはならないことといたしてあります。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(橋直治君) 両案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

この際、農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木幸吉君) お許しを得まして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

このたびの日ソ漁業交渉に当たりまして、さきに参議院で全会一致の院議をもって御鞭撻を賜り、また超党派の御支援、御鞭撻をちょうだいしておりますことにつきまして、深く心から御礼を申し上げる次第でございます。

なおまた、きょう御提案を申し上げました二法案につきましても、異例の並行審議をやっていたかどうかということございまして、本当に喜んでおるところでございます。この機会に厚く御礼を申し上げます。

○委員長(橋直治君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案、以上両法案の審査に資するため、四月二十三日、二十四日の二日間、鹿児島県に委員派遣を行いますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(橋直治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案、以上両案の審査のため、来る二十六日の委員会に、北海道知事 堂垣内尚弘君、根室市長 寺嶋伊弉雄君、全国漁業協同組合連合会副会長理事 宮原九一君、学習院大学教授 波多野里望君、漁業雇われ船頭会代表 石川勇作君、日本遠洋底曳網漁業協会長崎支部長 浜崎直之君及び全日本海員組合中央執行委員兼組員代表 二見俊男君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

領海法案

領海法

第一条 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とする。

(基線)
第二条 基線は、低潮線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海については、他の海域との境界として政令で定める線を基線とする。

2 前項本文に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定海域に係る領海の範囲)
2 当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡(これらの海域にそれぞれ隣接し、かつ、船舶が通常航行する経路からみてこれらの海域とそれぞれ一体をなすと認められる海域を含む。以下「特定海域」という。)については、第一条の規定は適用せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とする。

3 特定海域の範囲及び前項に規定する線については、政令で定める。

漁業水域に関する暫定措置法案
漁業水域に関する暫定措置法
(趣旨)
第一条 この法律は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の漁業を取

り巻く国際環境の著しい変化等に対処し、並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るため、漁業水域における漁業等に関する管轄権の行使に必要の暫定措置を定めるものとする。

(漁業水域における管轄権)

第二条 我が国は、漁業水域における漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。以下同じ。）に関する管轄権を有する。

2 我が国は、漁業水域における水産動植物の採捕（漁業に該当するものを除く。以下同じ。）に關しても、管轄権を有する。

3 我が国は、前二項の管轄権の行使に当たつては、我が国の加盟する国際機関の水産資源の保存及び管理についての勧告等を尊重するものとする。

(定義)

第三条 この法律において「我が国の基線」とは、領海法（昭和五十二年法律第 号）第二条

第一項に規定する基線をいう。

2 この法律において「中間線」とは、いずれの点をとつても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合つてゐる外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。

3 この法律において「漁業水域」とは、我が国の基線から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域（領海及び政令で定める海域を除く。）をいう。

4 この法律において「外国人」とは、次に掲げるものをいう。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に我が国に在留する者で農林大臣の指定するものを除く。

二 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体。

(漁業水域における法令の適用)

第四条 外国人が漁業水域において行う漁業及び水産動植物の採捕に關しては、政令で定めるところにより、我が国の法令を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(漁業等の禁止)

第五条 外国人は、漁業水域のうち次に掲げる海域においては、漁業又は水産動植物の採捕を行つてはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 領海法附則第二項に規定する特定海域である海域（我が国の基線から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が十二海里である線までの海域に限る。）

二 水産資源の保護又は漁業調整のため必要な海域として農林大臣の定める海域（漁業等の許可）

第六条 外国人は、漁業水域（前条各号に掲げる海域を除く。次条及び第九條第一項において同じ。）においては、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行つてはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 その漁業又は水産動植物の採捕が政令で定める高度回遊性魚種に係るものであるとき。

二 その水産動植物の採捕が第九條第一項の承認を受けて行われるものであるとき。

三 その水産動植物の採捕が前条ただし書の農林省令で定める軽易なものであるとき。

2 農林大臣は、前項の許可をしたときは、農林省令で定めるところにより、その外国人に許可証を交付する。

3 第一項の許可を受けた外国人は、農林省令で

定めるところにより、その行う漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいように表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備え付けておかなければならない。

(許可の基準等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る漁業又は水産動植物の採捕が、国際約束その他の措置により適確に実施されると認められること、外国人が漁業水域において行う漁業又は水産動植物の採捕につき農林省令で定める区分ごとに農林大臣の定める漁獲量の限度を超えないと認められることその他政令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 前項の規定による漁獲量の限度の決定は、政令で定めるところにより、漁業水域における科学的根拠を有する水産資源の動向及び我が国漁業者の漁獲の実情を基礎とし、漁業水域における外国人による漁獲の実情、外国周辺水域における我が国漁業の状況等を総合的に考慮して行われなければならない。

(入漁料)

第八条 外国人は、第六条第二項の規定により許可証の交付を受けるときは、政令で定める額の入漁料を国に納付しなければならない。

2 特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、前項の入漁料を減額し、又は免除することができる。

3 前二項に定めるもののほか、入漁料に關し必要な事項は、政令で定める。

第九條 外国人は、漁業水域において試験研究その他の農林省令で定める目的のために水産動植物の採捕を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。ただし、その水産動植物の採捕が、第六条第一項第一号の政令で定める高度回遊性魚種に係るものであるとき、又は第五条た

だし書の農林省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

2 前項の承認の申請をする外国人は、政令で定めるところにより、政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

3 第六條第二項及び第三項の規定は前項の承認について、前条第二項の規定は前項の手数料について準用する。

(制限又は条件)

第十条 第六條第一項の許可又は前条第一項の承認には、制限又は条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可等の取消し等)

第十一条 農林大臣は、第六條第一項の許可を受けた外国人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、期間を定めて漁業若しくは水産動植物の採捕の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

2 農林大臣は、第九條第一項の承認を受けた外国人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、同項の承認を取り消すことができる。

(溯河性魚種の保存及び管理)

第十二條 我が国は、漁業水域の外側の海域（外国の内水、領海及び漁業水域に相当する海域を除く。）においても我が国の内水面において産卵する溯河性魚種に關しては管轄権を有するとの見地から、国際的協調の下に、当該海域における溯河性魚種の適切な保存及び管理に努めるものとする。

(政令等への委任)

第十三條 この法律の規定に基づき政令又は農林省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十四條 第五條から第十一條までの規定については、政令で、当該規定ごとに外国人及び海域

を指定して適用しないこととすることができ
る。

第十五条 この法律に別段の定めがあるものを除
くほか、この法律の実施に必要な手続その他そ
の施行に必要な事項については、農林省令で定
める。

(条約の効力)

第十六条 この法律に規定する事項に関して条約
に別段の定めがあるときは、その規定による。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、千万円
以下の罰金に処する。

一 第五条又は第六条第一項の規定に違反した
者

二 第十条の規定により第六条第一項の許可に
付された制限又は条件(第十条の規定により
変更されたものを含む。)に違反した者

三 第十一条第一項の規定による命令に違反し
た者

第十八条 第十条の規定により第九条第一項の承
認に付された制限又は条件(第十条の規定によ
り変更されたものを含む。)に違反した者は、五
十万円以下の罰金に処する。

第十九条 前二条の場合においては、犯人が所有
し、又は所持する漁獲物及びその製品、船舶又
は漁具その他漁業若しくは水産動植物の採捕の
用に供される物は、没収することができる。た
だし、犯人が所有していたこれらの物件の全部
又は一部を没収することができないときは、そ
の価額を追徴することができる。

第二十条 第六条第三項(第九条第三項において
準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、
二十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務又は財産に関して、第十七条、第十
八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者
を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条
の刑を科する。

(第一審の裁判権の特例)

第二十二条 この法律の規定に違反した罪に係る
訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属す
る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)

2 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二
年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(漁業等の禁止)」に改め、
同条中「漁業を行なつてはならない」を「漁業
又は水産動植物の採捕(漁業に該当するものを
除く。以下同じ。)を行つてはならない。ただし、
その水産動植物の採捕が農林省令で定める軽易
なものであるときは、この限りでない」に改め、
同条第二号を次のように改める。

二 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ず
るもの又は外国法に基づいて設立された法人
その他の団体

第六条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第六条の二 その法律の規定に基づき政令又は農
林省令を制定し、又は改廃する場合においては、
その政令又は農林省令で、その制定又は改廃に
伴い合理的に必要と判断される範囲内において、
所要の経過措置(罰則に関する経過措置を
含む。)を定めることができる。

第九条第二項中「漁業」の下に「若しくは水産
動植物の採捕」を加える。

第八部

農林水産委員会會議録第十二号

昭和五十二年四月二十二日

【参議院】

昭和五十二年五月十日印刷

昭和五十二年五月十一日発下

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W